

省

令

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第三条（作付けの禁止） 防除区域においてはしよくようだい おう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属 植物及びふだんそう属植物（以下「しよく ようだいおう等」という。）の作付けをして はならない。ただし、次に掲げる場合は、 この限りではない。 一・二 （略）	第三条（作付けの禁止） 防除区域においては、しよくようだ いおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及 びふだんそう属植物（以下「しよくようだ いおう等」という。）の作付けをしてはなら ない。ただし、次に掲げる場合は、この限 りではない。 一・二 （略）
附 則 （この省令の失効） 第二条 この省令は、平成三十二年三月三十 一日限り、その効力を失う。ただし、その 時までにした行為に対する罰則の適用につ いては、この省令は、その時以後も、なお その効力を有する。	附 則 （この省令の失効） 第二条 この省令は、平成三十一年三月三十 一日限り、その効力を失う。ただし、その 時までにした行為に対する罰則の適用につ いては、この省令は、その時以後も、なお その効力を有する。

附 則
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。